東教第482号令和元年6月4日

各市町立小中義務教育学校長 様

埼玉県教育局東部教育事務所長(公印省略)

令和元年度住民税特別徴収税額通知書(本人交付用)に係る 別紙の提出期限について(通知)

令和元年5月31日付け教職第170号の通知について、通知文中の<u>教育事務所</u>の定める提出期限は下記のとおりです。

記

提出書類	提出事由	提出期限	提出先
別紙 1	一人に2枚以上 送付された場合	令和元年	東部教育事務所 総務・給与担当 (FAX不可)
別紙 2	 特別徴収に該当するが、 税額通知書が届いていない 場合 特別徴収に該当しないが、 税額通知書が届いた場合 	6月12日(水)	同上 (FAX可)

注 なお、「異動等(転出・再採用等の臨任含む)があった者の分を回送する場合」 に該当する異動者の税額通知書を<u>転出先へ回送</u>する期限は、**令和元年6月10日** (月)《必着》です。

担当:総務·給与担当 福井

電話: 048-737-2727

FAX : 048 - 737 - 2812